

第102回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成27年6月25日 (木曜日)
午前10時

開催場所

東京都品川区東五反田
二丁目18番1号
大崎フォレストビルディング
2階会議室

議決権行使書提出期限

平成27年6月24日 (水曜日)
午後5時15分まで

目次

第102回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	3
連結計算書類	27
計算書類	41
監査報告書	47
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	50
第2号議案 取締役9名選任の件	51
第3号議案 買収防衛策のための 新株予約権無償割当ての件	55



株 主 各 位

証券コード 5901

平成27年6月3日

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

東洋製罐グループホールディングス株式会社

取締役社長 中 井 隆 夫

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、

平成27年6月24日（水曜日）午後5時15分までに

到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1.	日時	平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2.	場所	東京都品川区東五反田二丁目18番1号 大崎フォレストビルディング2階会議室
3.	会議の 目的事項	報告事項 1. 第102期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監 査結果報告の件 2. 第102期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容 報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tskg-hd.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 <平成26年4月1日から平成27年3月31日まで>

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げの影響などにより、個人消費の持ち直しに足踏みが見られたものの、企業収益や雇用・所得環境の改善など、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような環境下におきまして、当連結会計年度における当社グループの業績は、以下のとおりとなりました。**売上高**は、米国のStolle Machinery Company, LLCをはじめとする海外子会社の販売が好調に推移したことに加え、電池材などの鋼板の販売が順調に推移しましたが、消費税率の引き上げや夏場の天候不順などの影響により、主に国内の飲料容器の販売が減少し、7,843億62百万円(前期比0.1%減)となりました。利益面では、円安による原材料・エネルギー価格の上昇や減価償却費の増加などにより、**営業利益**は150億80百万円(前期比45.9%減)となりました。**経常利益**は、海外子会社への外貨建て貸付金等にかかる為替差益を計上したことなどにより、238億51百万円(前期比19.4%減)となりました。**当期純利益**は、固定資産売却にともなう特別利益を計上しましたが、減損損失や関係会社整理損失引当金繰入額として特別損失を計上したほか、税金費用が増加したことなどにより、36億4百万円(前期比73.9%減)となりました。

次に各セグメントの概況についてご報告いたします。

事業区分	売上高	前期比	構成比
包装容器関連事業	665,166百万円	99.0%	84.8%
鋼板関連事業	58,630	106.4	7.5
機能材料関連事業	39,577	104.2	5.0
不動産関連事業	6,071	100.5	0.8
その他	14,916	102.7	1.9
合計	784,362	99.9	100.0

包装容器関連事業

売上高は6,651億66百万円(前期比1.0%減)となり、営業利益は54億64百万円(前期比69.3%減)となりました。

①金属製品の製造販売

金属製品の売上高は前期を下回りました。

《国内》

ビール向けの輸出用マキシキャップなどの伸長によりキャップが好調に推移しましたが、コーヒー・ビール類向けなどの飲料用空缶が減少し、売上高は前期を下回りました。

《海外》

タイにおいてコーヒー向けなどの飲料用空缶が増加し、売上高は前期を上回りました。

②プラスチック製品の製造販売

プラスチック製品の売上高は前期を下回りました。

《国内》

検査薬向けの容器が増加しましたが、夏場の天候不順などの影響により果汁飲料・健康ドリンク向けなどの飲料用ペットボトルが減少したほか、洗濯用洗剤向けの詰替用パウチや清涼飲料向けのキャップが低調に推移したことにより、売上高は前期を下回りました。

《海外》

タイにおいてコーヒー・お茶類の受託充填品の伸長で飲料用ペットボトルが好調に推移したことにより、売上高は前期を大幅に上回りました。

③ガラス製品の製造販売

清涼飲料・医薬系ドリンク向けのびん製品が減少しましたが、ハイボール用ジョッキ・グラスなどのセールスプロモーション品の受注増によりハウスウエア製品が伸長し、売上高は前期並となりました。

④紙製品の製造販売

コンビニエンスストア向けのコーヒー用飲料コップの伸長により紙容器製品が増加しましたが、清涼飲料・ビール類向けの段ボール製品が低調に推移したことにより、売上高は前期を下回りました。

⑤エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売

制汗消臭剤・染毛剤などのエアゾール製品が減少し、売上高は前期を下回りました。

⑥包装容器関連機械設備の製造販売

機械設備の製造販売では、米国において中東および東アジア向けの製缶・製蓋機械などの販売が好調に推移したほか、円安が寄与したことにより、売上高は前期を大幅に上回りました。

鋼板関連事業

売上高は586億30百万円(前期比6.4%増)となり、営業利益は24億44百万円(前期比28.7%減)となりました。

電気・電子部品向けでは、電池材で乾電池などが増加したほか、車載用二次電池が好調に推移したことにより、売上高は前期を大幅に上回りました。

自動車・産業機械部品向けでは、ベアリングシール材・ガスケット材が好調に推移したことにより、売上高は前期を上回りました。

建築・家電向けでは、ユニットバス向け内装材や住宅・ビル向け外装材が増加しましたが、冷蔵庫向け扉材が減少し、売上高は前期並となりました。

機能材料関連事業

売上高は395億77百万円(前期比4.2%増)となり、営業利益は41億82百万円(前期比25.8%増)となりました。

磁気ディスク用アルミ基板では、品質要求の引き上げにともない生産性が低下したものの、円安が寄与したことにより、売上高は前期を上回りました。

光学用機能フィルムでは、売上高は前期を上回りました。

その他、顔料や人造大理石用の原料が増加しました。

不動産関連事業

オフィスビルおよび商業施設等の賃貸につきましては、売上高は60億71百万円(前期比0.5%増)となり、営業利益は35億31百万円(前期比4.4%減)となりました。

その他

硬質合金・機械器具および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売および損害保険代理業などにつきましては、売上高は149億16百万円(前期比2.7%増)となり、営業利益は9億44百万円(前期比8.4%増)となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

日本では、売上高は6,727億58百万円(前期比2.2%減)、営業利益は83億63百万円(前期比63.6%減)となりました。

アジア(タイ、中国、マレーシアなど)では、売上高は552億88百万円(前期比9.5%増)、営業利益は21億34百万円(前期比31.4%増)となりました。

その他(米国など)では、売上高は563億14百万円(前期比19.8%増)、営業利益は45億27百万円(前期比48.6%増)となりました。

なお、当連結会計年度末における当社の連結子会社数は67社(前期比1社増)、持分法適用関連会社数は3社(前期比1社増)となりました。当連結会計年度中における連結子会社および持分法適用関連会社の増加は、次のとおりであります。

< 1 > 連結子会社

● 増加(1社)

上海斯多里機械有限公司

< 2 > 持分法適用関連会社

● 増加(1社)

TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETI

2 設備投資の状況

(1) 当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は588億90百万円で、その主なものは次のとおりであります。

[包装容器関連事業]

- 東洋製罐株式会社
飲料用空缶製造設備(仙台工場、埼玉工場、基山工場)
- 東洋メビウス株式会社
物流倉庫新設(高槻物流センター)
- Toyo Seikan(Thailand) Co., Ltd.
工場新設等

[機能材料関連事業]

- 東洋鋼鈑株式会社
光学用機能フィルム製造設備(下松事業所)

(2) 当連結会計年度中において完成した主要設備の主なものは、次のとおりであります。

[包装容器関連事業]

- 東洋製罐株式会社
飲料用空缶製造設備(埼玉工場、茨木工場、基山工場)
プラスチック製品製造設備(横浜工場)
- 東洋メビウス株式会社
物流倉庫新設(高槻物流センター)
- 日本クロージャー株式会社
工場建物増築等(平塚工場)
- Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.
飲料用空缶製造設備
- Global Eco-can Stock(Thailand) Co., Ltd.
工場新設等
- Toyo Seikan(Thailand) Co., Ltd.
工場新設等

[機能材料関連事業]

● 東洋鋼板株式会社

光学用機能フィルム製造設備(下松事業所)

(3) 当連結会計年度末において継続中の主要設備の新設、拡充の主なものは、次のとおりであります。

[包装容器関連事業]

● 東洋製罐株式会社

飲料用空缶製造設備(仙台工場、埼玉工場、茨木工場)

プラスチック製品製造設備(久喜工場、川崎工場、大阪工場)

工場建物改修等(豊橋工場、茨木工場)

[機能材料関連事業]

● 東洋鋼板株式会社

磁気ディスク用アルミ基板製造設備(下松事業所)

3 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、当社グループにおける将来に向けての事業基盤の強化を目的として、金融機関より長期借入金330億円を調達いたしました。

4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する記載事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する記載事項はありません。

6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する記載事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する記載事項はありません。

8 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しとしましては、企業収益や雇用・所得環境の改善など、景気は緩やかな回復が続くと期待されるものの、欧州・中国、その他新興国の経済の先行きや原油価格変動の影響など、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。一方、当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化にともなう国内市場の縮小や競合各社との競争激化、原材料・エネルギー価格の上昇懸念など、厳しい状況が続くものと思われます。

このような経営環境下において、当社グループは、平成25年度から平成27年度までの「東洋製罐グループ第三次中期経営計画」の最終年度を迎えます。当社グループは、平成25年4月の持株会社体制への移行にともない、これまで以上にグループ連携を加速し、国内既存事業の収益力の強化を図るとともに、成長性の高い海外事業および新規事業への戦略的投資を積極的に推進し、グループ企業価値の向上を目指しております。

本中期経営計画に基づき企業価値の最大化を追求するための取組みの概要は以下のとおりです。

<CSR経営>

当社グループは、「誠実で公正な事業活動を通して、人類の幸福繁栄に貢献しつづける」ことをグループCSR経営ビジョンに掲げ、すべてのステークホルダーに向き合いながら、「世界に信頼される東洋製罐グループブランド」の確立を目指しております。

<既存事業>

包装容器全体の国内における市場規模拡大が見込まれないと予想されるなか、伸長が予測される事業分野において高付加価値製品の提案に努めるとともに、生産体制の再構築やグループ共同調達の諸施策などの事業構造改革に取り組むことにより収益性の向上を図っております。

当社グループは、開封性に優れた長期保存可能なコンビーフ向けプラスチックカップ、エンボス加工により断熱性と持ちやすさを向上させたコンビニエンスストア向けのコーヒー用紙コップ、主に化粧品・医薬品市場をターゲットとし、2種類の液体を同時に吐出可能としたエアゾール製品向けの容器「DUAL」など多岐にわたる高付加価値製品を開発することにより、市場の開拓に努めております。

また、当社の連結子会社である東洋製罐株式会社の高槻工場跡地の有効活用を目的として、当社の連結子会社である東洋メビウス株式会社は、本年1月に物流倉庫を建設し、倉庫の賃貸および物流業務の受託を開始いたしました。

当社グループを取り巻く経営環境は、国内の少子高齢化にともなう需要の減少を背景として、競合各社との競争が激化するなか、中期経営計画策定時の想定を上回る円安の進行により資材・エネルギー価格が高騰するなど、厳しさを増しており、今後、事業構造改革を一層加速させていく必要があります。当社グループは将来に向けての事業基盤を確立するため、構造改革を遂行してまいります。

<海外事業>

海外既存会社の成長および拡大による収益の安定確保を図るとともに、ASEAN・中国・欧米などを中心としたエリアにおける競争優位なビジネスモデルの展開に向け、継続的な投資を進めております。

当社の海外戦略としては、これまでの積極的な海外展開による事業基盤の構築方針から次の段階へ移行しており、包装容器事業と機械設備事業の垂直展開をさらに進めるとともに、ASEANを中心とした新興国にはコモディティー製品を提供し、既にメジャープレイヤーが存在する欧米などの先進国には高付加価値製品を提供するなど、エリア毎の市場環境に応じて、事業の選択と集中および適切な資源の再配分を行っております。

中国においては、旺盛な需要を背景として投資を継続してきましたが、飲料缶市場の供給量が急激に増加したことによる価格下落のために飲料缶事業の継続が困難であると判断し、当社の連結子会社である東罐（広州）高科技容器有限公司の解散を昨年12月に決定いたしました。

また、近年市場規模が拡大しているインドネシアにおいては、飲料市場の発展に寄与することを目的として、昨年9月にプラスチックキャップの製造販売を行う合弁会社PT. Indonesia Caps and Closuresを設立いたしました。

一方、鋼板関連事業では、グローバル展開を目的として、経済発展の著しいトルコにおける合弁会社TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETIにおいて冷延鋼板および表面処理鋼板の製造を行う新工場を建設することを昨年2月に決定し、平成28年の稼働に向けて準備を進めております。

<新規事業>

次世代のコア事業創出に向けて研究開発を進めている、「ライフサイエンス・医療」、「電気電子・情報通信・エネルギー」などの分野における新規事業の上市に取り組んでおります。

現在は、主に以下3点の製品・サービスについて事業展開を推進しております。

- ①細胞培養システム事業「CCS (Cell Culture System)」:免疫療法に用いる自動細胞培養システムの開発および細胞培養バッグの製造販売
- ②遺伝子検査事業「GENOGATE (ジェノゲート)」:DNAチップを用いた遺伝子検査によるカビ受託検査および食中毒菌・カビ検査キットの開発

③光ファイバーレンズ事業「SiGRIN(シリカグリーン)」:光ファイバーに融着可能な超小型の屈折率分布型レンズの製造販売

当社グループを取り巻く経営環境は、より一層厳しさを増すことが想定されますが、「東洋製罐グループ第三次中期経営計画」の諸施策を着実に遂行することで、さらなる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9 財産および損益の状況

区 分	第99期 平成23年度	第100期 平成24年度	第101期 平成25年度	第102期 平成26年度 (当連結会計年度)
売上高	702,840百万円	732,771百万円	785,245百万円	784,362 百万円
経常利益	18,612百万円	22,872百万円	29,605百万円	23,851 百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	△3,213百万円	11,232百万円	13,800百万円	3,604 百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△15.93円	55.54円	68.03円	17.77 円
総資産	962,108百万円	991,071百万円	1,068,525百万円	1,137,899 百万円
純資産	609,804百万円	634,941百万円	667,765百万円	710,747 百万円
1株当たり純資産額	2,715.83円	2,816.83円	2,971.34円	3,164.11 円

(注)第101期よりセグメント区分を変更したため、第100期については、変更後の区分に組み替えた金額を表示しております。

10 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当する記載事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東洋製罐株式会社	1,000百万円	100.0%	金属製品およびプラスチック製品などの製造販売
東洋鋼板株式会社	5,040	47.6	ぶりき、薄板および各種表面処理鋼板ならびに各種機能材料などの製造販売
東洋ガラス株式会社	960	100.0	ガラス製品の製造販売
東罐興業株式会社	1,531	100.0	紙容器製品およびプラスチック製品の製造販売
日本クロージャー株式会社	500	100.0	各種キャップおよび王冠の製造販売
東洋エアゾール工業株式会社	315	100.0	エアゾール製品などの受託製造販売
東罐マテリアル・テクノロジー株式会社	310	100.0	塗薬・微量要素肥料・顔料・ゲルコートなどの製造販売
日本トーカンパッケージ株式会社	700	55.0 [55.0]	段ボール製品および紙器製品などの製造販売
Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.	1,800 百万バーツ	99.9 [99.9]	飲料用空缶の製造販売
Crown Seal Public Co., Ltd.	528 百万バーツ	47.6 [47.6]	各種キャップおよび王冠の製造販売
Stolle Machinery Company, LLC	—	100.0 [100.0]	製缶・製蓋機械の製造販売

(注) 議決権比率のうち、〔 〕内は、間接比率を示す内数であります。

11 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

事業区分	事業内容
包装容器関連事業	金属製品・プラスチック製品・ガラス製品・紙製品の製造販売、エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売、包装容器関連機械設備の製造販売
鋼板関連事業	鋼板および鋼板の加工品の製造販売
機能材料関連事業	磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルム・塗薬・微量要素肥料・顔料・ゲルコートなどの製造販売
不動産関連事業	オフィスビル・商業施設などの賃貸
その他	硬質合金・機械器具・農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売、損害保険代理業

12 主要な営業所および工場 (平成27年3月31日現在)

当社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
東洋製罐株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千歳(千歳市)、仙台(仙台市宮城野区)、石岡(石岡市)、久喜(久喜市)、埼玉(比企郡吉見町)、川崎(川崎市川崎区)、横浜(横浜市鶴見区)、静岡(牧之原市)、豊橋(豊橋市)、滋賀(東近江市)、茨木(茨木市)、大阪(泉佐野市)、広島(三原市)、基山(三養基郡基山町)
東洋鋼板株式会社	本社	東京都千代田区四番町2番地12
	工場	下松(下松市)
東洋ガラス株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千葉(柏市)、滋賀(湖南市)
東罐興業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	茨城(猿島郡五霞町)、厚木(綾瀬市)、静岡(掛川市)、小牧(小牧市)、大阪(摂津市)、伊丹(伊丹市)、福岡(宮若市)
日本フロッジャー株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	石岡(石岡市)、平塚(平塚市)、小牧(小牧市)、岡山(勝田郡勝央町)
東洋エアゾール工業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	筑波(龍ヶ崎市)、川越(川越市)、三重(伊賀市)
東罐マテリアル・テクノロジー株式会社	本社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目1番27号
	工場	大阪(大阪市北区)、小牧(小牧市)、九州(中間市)
日本トーカンパッケージ株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	仙台(黒川郡大和町)、福島(いわき市)、茨城(猿島郡五霞町)、古河(古河市)、埼玉(草加市)、相模原(相模原市南区)、厚木(綾瀬市)、愛知(安城市)、岐阜(瑞穂市)、滋賀(草津市)、京都(久世郡久御山町)、大阪(摂津市)、福岡(糟屋郡新宮町)
Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.	本社	タイ(パツンタニ県)
	工場	タイ(パツンタニ県)
Crown Seal Public Co., Ltd.	本社	タイ(パツンタニ県)
	工場	タイ(パツンタニ県)
Stolle Machinery Company, LLC	本社	米国(デラウェア州)
	工場	米国(コロラド州)

13 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)**(1) 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前期末比増減
包装容器関連事業	15,496名	増 91名
鋼板関連事業	1,100	減 18
機能材料関連事業	1,109	増 44
不動産関連事業	9	増減なし
その他	342	減 13
全社 (共通)	390	減 2
合 計	18,446	増 102

(注) 全社 (共通) として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	303名	減 9名	40.3歳	14.7年
女 性	87	増 7	36.9	11.9
合 計	390	減 2	39.6	14.0

14 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	84,462百万円
三井住友信託銀行株式会社	41,459
株式会社みずほ銀行	16,941

15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

- (1) 当社の連結子会社である日本トーカンパッケージ株式会社は、平成26年6月19日、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関して、公正取引委員会より、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。これにともない、同社は、平成26年9月22日に課徴金として12億6,296万円を納付いたしました。

当社および日本トーカンパッケージ株式会社は、当該命令を受けましたことを厳粛かつ真摯に受け止め、引き続き、グループを挙げてコンプライアンス体制の一層の強化を図るとともに、再発防止に努めてまいります。

- (2) 当社は、平成26年8月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるサンナップ株式会社および株式会社ダック商事の合併について決議し、両社は、平成27年4月1日付で、サンナップ株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。

- (3) 当社は、平成26年12月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社である東罐(広州)高科技容器有限公司を解散することを決議いたしました。

Ⅱ 会社の現況

1 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 450,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 217,775,067株
 (3) 株主数 6,820名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,372千株	10.0%
学校法人東洋食品工業短期大学	16,192	8.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	13,107	6.5
公益財団法人東洋食品研究所	12,390	6.1
株式会社三井住友銀行	6,500	3.2
富国生命保険相互会社	5,600	2.8
三井住友信託銀行株式会社	5,492	2.7
東洋インキSCホールディングス株式会社	3,798	1.9
株式会社群馬銀行	3,619	1.8
BNPパリバ証券株式会社	3,550	1.7

(注) 1. 上記のほか、当社が自己株式14,910,284株を保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式14,910,284株を控除して計算しております。

2 新株予約権等の状況

該当する記載事項はありません。

3 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況(平成27年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	金子 俊 治	
代表取締役社長	中 井 隆 夫	
取 締 役	山 縣 富士雄	専務執行役員 経営戦略統轄 IR担当 東洋鋼鈑株式会社 社外取締役 東洋エアゾール工業株式会社 取締役 東罐マテリアル・テクノロジー株式会社 取締役
取 締 役	丸 橋 吉 次	専務執行役員 開発機能統轄
取 締 役	藤 井 厚 雄	専務執行役員 経営管理統轄 最高財務責任者
取 締 役	荒 井 瑞 夫	公認会計士
取 締 役	三 尾 堯 彦	淡路マテリア株式会社 代表取締役社長 AWAJI MATERIA (THAILAND) CO., LTD. 最高経営責任者 (CEO)
取 締 役	小 林 秀 明	帝京大学冲永総合研究所 教授 株式会社電算 社外取締役
常 勤 監 査 役	大 川 邦 夫	東洋製罐株式会社 監査役 東洋鋼鈑株式会社 社外監査役 東洋エアゾール工業株式会社 監査役 東罐マテリアル・テクノロジー株式会社 監査役 公益財団法人東洋食品研究所 監事
常 勤 監 査 役	上 杉 俊 隆	東洋ガラス株式会社 監査役 東罐興業株式会社 監査役 日本クロージャー株式会社 監査役 日本トーカンパッケージ株式会社 監査役
監 査 役	小 西 龍 作	日本臓器製薬株式会社 代表取締役社長
監 査 役	廣 瀬 彰	税理士
監 査 役	片 山 隆 之	帝人株式会社 顧問役 参天製薬株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役荒井瑞夫氏、三尾堯彦氏および小林秀明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小西龍作氏、廣瀬彰氏および片山隆之氏は、社外監査役であります。
3. 取締役荒井瑞夫氏、三尾堯彦氏および小林秀明氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役大川邦夫氏は、当社の経理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役廣瀬彰氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役片山隆之氏は、常人株式会社においてCFO（最高財務責任者）を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度における重要な兼職の退任は、次のとおりであります。

地位	氏名	重要な兼職	退任年月日
代表取締役社長	中井隆夫	東洋鋼板株式会社 社外取締役	平成26年6月25日
常勤監査役	大川邦夫	東洋ガラス株式会社 監査役	平成26年6月24日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	基本報酬		賞与		合計
	人数	支給額	人数	引当額	
取締役 (うち社外取締役)	11名 (4名)	240百万円 (20百万円)	8名 (3名)	28百万円 (3百万円)	268百万円 (23百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	60百万円 (18百万円)	5名 (3名)	10百万円 (3百万円)	70百万円 (21百万円)
合計	17名	300百万円	13名	39百万円	339百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第93回定時株主総会において年額430百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第93回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の取締役の基本報酬の人数・支給額には、平成26年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名および当該取締役に対する支給額が含まれております。
4. 上記の監査役の基本報酬の人数・支給額には、平成26年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名および当該監査役に対する支給額が含まれております。
5. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第93回定時株主総会における「退任取締役に対し退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止にともなう打ち切り支給の件」の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止にともなう精算支給の対象であった取締役が当事業年度中に退任したことにより、平成18年6月29日までの在任期間に対する役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
- 退任取締役 2名 278百万円

(3) 社外役員の状況

① 社外取締役の重要な兼職の状況 (他の法人等の業務執行者または社外役員等である場合)

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
三尾 堯彦	淡路マテリア株式会社 代表取締役社長 AWAJI MATERIA (THAILAND) CO., LTD. 最高経営責任者 (CEO)
小林 秀明	株式会社電算 社外取締役

- (注) 1. 当社と淡路マテリア株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。
2. 当社とAWAJI MATERIA (THAILAND) CO., LTD.との間に重要な取引等の特別な関係はありません。
3. 当社と株式会社電算との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

②社外監査役の重要な兼職の状況(他の法人等の業務執行者または社外役員等である場合)

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
小 西 龍 作	日本臓器製薬株式会社 代表取締役社長
片 山 隆 之	参天製薬株式会社 社外取締役

(注) 1. 当社と日本臓器製薬株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

2. 当社と参天製薬株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

各社外取締役は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜・適切に行うなど、経営監視機能を十分に果たしております。

各社外監査役は、取締役会において議案審議等に必要な質問・意見の表明を適宜行うとともに、監査役会において意見交換および監査事項の協議を行うなど、監査機能を十分に果たしております。

氏名	地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
荒 井 瑞 夫	社外取締役	13回中13回	—	主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
三 尾 堯 彦	社外取締役	13回中13回	—	主に経験豊富な経営者の見地から、適宜発言を行っております。
小 林 秀 明	社外取締役	13回中13回	—	主に外交官として長年培った国際経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
小 西 龍 作	社外監査役	13回中13回	14回中14回	主に経験豊富な経営者の見地から、適宜発言を行っております。
廣 瀬 彰	社外監査役	13回中13回	14回中14回	主に税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
片 山 隆 之	社外監査役	13回中13回	14回中14回	主に経験豊富な経営者の見地から、適宜発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は社外取締役、社外監査役ともに10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人双研社

(2) 報酬等の額

		支払額
①	当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	51百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	205百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.およびCrown Seal Public Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人として重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条第1項各号の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、会計監査人の適正な職務の遂行が確保できない場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 当社およびグループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、当社およびグループ各社に適用される企業行動憲章を定め、東洋製罐グループコンプライアンス推進委員会(以下「推進委員会」という。)および運営事務局を設置して、グループ会社全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンスの取り組みを統括する。

② 当社およびグループ各社は、推進委員会のもと、当社およびグループ各社の取締役、執行役員および従業員等

(以下、総称して「役員および従業員等」という。)の法令および定款ならびに企業倫理を遵守するための行動規範として企業行動規準を策定するとともに、役員および従業員等の教育研修を行い、コンプライアンスの周知徹底を図る。

- ③当社およびグループ各社は、法令違反その他コンプライアンスに関して疑義ある行為について、従業員等が直接情報提供する手段として、コンプライアンス相談窓口を設置するとともに当該制度の運用規定を定め、コンプライアンスに関する通報・相談体制を整備して、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見・是正を図る。

(2) 当社およびグループ各社における取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ各社は、法令・社内規定に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、審議書・承認書等その他取締役の職務執行にかかる情報を規定に定める保存期間中、適切かつ検索可能性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し、取締役および監査役による閲覧が可能な状態を維持するとともに、情報管理に関する規定を策定し、情報の適正な管理を図る。

(3) 当社およびグループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、東洋製罐グループのリスク管理に関する基本方針を定め、当社およびグループ各社においてリスク管理体制を整備するとともに、当社は、その経営会議等を通じてグループ各社のリスク管理状況を確認し、改善および是正措置を講じる。
- ②不測の事態が発生した場合には、必要に応じて当社がグループ各社を統括して、またはグループ各社において危機対策本部を設置し、東洋製罐グループ全体の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 当社およびグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会での決議事項および報告事項を定めるとともに、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催し、グループ全体の経営方針および経営戦略ならびに業務執行にかかる重要事項について適切かつ迅速に意思決定する。
- ②当社は、経営会議での審議事項および報告事項を定めるとともに、経営会議を原則として月3回開催するほか、適宜臨時に開催し、当社およびグループ各社の重要な業務執行にかかる事項について協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。またグループ各社においても、原則として経営会議等を設置し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。
- ③当社およびグループ各社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社または当社との事前の協議

に基づきグループ各社が定めた事務分掌規定、決裁規定および職務権限規定等に従い、各担当部門がこれを実施し、取締役は必要に応じて確認・是正する。

(5) その他当社およびグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループ各社の事業を統括する持株会社として、グループ各社と定期的に会議を開催して、事業内容および業績の状況等を確認および検証する。
- ②当社は、グループ会社経営管理規定を定め、グループ各社から業務執行の状況等について報告を受ける体制
その他経営管理・支援を行う体制を整備し、グループ各社の経営の適正を図る。
- ③当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を社長に報告する。
- ④当社およびグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①取締役は、監査役が必要とする員数を監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき専任の従業員として監査役補助者を任命する。
- ②監査役補助者は、その職務執行にあたり監査役の指揮命令を受け、取締役からは指揮命令を受けない。また、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で、取締役が決定する。

(7) 当社およびグループ各社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①役員および従業員等は、経営会議等を通じて、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適宜報告する。
前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、役員および従業員等に対して報告を求めることができるほか、当社およびグループ各社における各種業務の重要な会議に出席できる。
- ②当社の内部監査部門は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社およびグループ各社を対象とした内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ③当社およびグループ各社は、役員および従業員等がコンプライアンス上の問題を監査役に適切に報告する体制を整備する。

- ④当社およびグループ各社は、監査役への報告を理由として、報告者がいかなる不利益な取扱いも受けないものとし、それに必要な体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、社長、内部監査部門および会計監査人と相互に情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図る。
- ②監査役は、当社の内部統制の体制の整備および運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ③当社およびグループ各社は、監査役の職務執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえ、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とそのための体制の整備

- ①当社およびグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で臨み、不当な要求は断固として拒絶し反社会的勢力との関係を遮断する。
- ②当社およびグループ各社は、反社会的勢力への対応について企業行動規準等に定め、役員および従業員等に周知する。
- また、当社およびグループ各社の総務部門を統括部門として警察等関連機関からの情報収集に努め、当該機関および弁護士等と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を整備する。

なお、当社グループは、継続的な事業活動に影響を及ぼすおそれのあるさまざまなリスクの発生を未然に防止し、当社およびグループ会社の経営基盤の安定化を図ることや、リスクが顕在化した場合に事業活動を早期に復旧し、継続させることを目的とする「リスク管理および危機対策に関する基本方針」を定めております。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(中期経営計画等)

当社グループは、平成25年5月に平成25年度から平成27年度までの「東洋製罐グループ第三次中期経営計画」をスタートさせました。本計画は平成22年度から平成24年度までの「東洋製罐グループ第二次中期経営計画」の骨子を踏襲しております。当社グループは、持株会社体制への移行にともない、これまで以上にグループ連携を加速し、既存事業の収益力の強化を図るとともに、成長性の高い海外事業および新規事業への戦略的投資を積極的に推進し、グループ企業価値の向上を目指します。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社においては、取締役会は取締役8名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は3名です。当社は、社外取締役3名全員を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。監査役会は、監査役5名で構成されており、そのうち独立性を有する社外監査役は3名です。当社は、これら社外取締役や社外監査役による経営陣のモニタリングと、株主による毎年の取締役選任議案を通じたモニタリングを通じて、当社経営体制に対するモニタリングを確保しております。

一方で、当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。

なお、当社グループは、経営環境の変化に柔軟に対応するとともに競争力の強化を図り、持続的な成長を可能とするため、平成25年4月1日をもって持株会社体制へ移行いたしました。これにより、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離することで経営責任体制を明確化し、強固なグループガバナンス体制を構築するとともに、グループ全体の経営資源の最適配分による事業の選択と集中を図ることで収益力

の向上に努めてまいります。

当社グループは、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現してまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

(i) 当社は、平成24年5月15日開催の取締役会決議及び平成24年6月28日開催の第99回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新しております。本プランの概要については、下記(ii)のとおりです。

(ii) 本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置し、特別委員会規則に従い、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。なお、本プランの有効期間は、平成24年6月28日開催の第99回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、更新に当たり株主の皆様承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されていること、及び有効期間の満了前であっても、当社株主総会により本プランを廃止できるものとされていること等株主意思を重視するものとなっております。また、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される特別委員会により行われること、特別委員会は当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また比率等は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 <平成27年3月31日現在>

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	524,613
現金及び預金	147,700
受取手形及び売掛金	228,283
商品及び製品	73,102
仕掛品	11,362
原材料及び貯蔵品	34,367
繰延税金資産	10,138
その他	23,550
貸倒引当金	△2,142
関係会社整理損失引当金	△1,749
固定資産	613,286
有形固定資産	355,396
建物及び構築物	122,821
機械装置及び運搬具	117,116
土地	79,133
リース資産	1,912
建設仮勘定	20,737
その他	13,674
無形固定資産	91,774
のれん	45,338
その他	46,436
投資その他の資産	166,115
投資有価証券	136,496
関係会社出資金	4,297
長期貸付金	2,564
退職給付に係る資産	9,910
繰延税金資産	6,066
その他	10,072
貸倒引当金	△1,142
関係会社整理損失引当金	△2,150
資産合計	1,137,899

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	188,971
支払手形及び買掛金	90,947
短期借入金	25,276
リース債務	429
未払法人税等	2,791
役員賞与引当金	401
工場跡地整備費用引当金	1,205
その他	67,919
固定負債	238,180
社債	5,000
長期借入金	140,694
リース債務	1,596
繰延税金負債	27,062
特別修繕引当金	3,628
PCB対策引当金	506
アスベスト対策引当金	155
関係会社債務保証損失引当金	1,965
役員退職慰労引当金	1,194
退職給付に係る負債	47,965
資産除去債務	1,269
その他	7,142
負債合計	427,152
(純 資 産 の 部)	
株主資本	561,768
資本金	11,094
資本剰余金	1,361
利益剰余金	574,087
自己株式	△24,774
その他の包括利益累計額	80,117
その他有価証券評価差額金	61,760
繰延ヘッジ損益	△307
為替換算調整勘定	18,800
退職給付に係る調整累計額	△135
少数株主持分	68,861
純資産合計	710,747
負債及び純資産合計	1,137,899

連結損益計算書 <平成26年4月1日から平成27年3月31日まで>

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		784,362
売上原価		685,132
売上総利益		99,229
販売費及び一般管理費		84,149
営業利益		15,080
営業外収益		
受取利息	374	
受取配当金	2,441	
受取賃貸料	729	
為替差益	7,618	
その他	5,887	17,051
営業外費用		
支払利息	1,469	
固定資産賃貸費用	522	
固定資産除却損	1,410	
持分法による投資損失	315	
その他	4,562	8,280
経常利益		23,851
特別利益		
固定資産売却益		4,014
特別損失		
減損損失	5,346	
関係会社整理損	49	
関係会社整理損失引当金繰入額	3,464	8,860
税金等調整前当期純利益		19,005
法人税、住民税及び事業税	7,569	
法人税等調整額	5,269	12,838
少数株主損益調整前当期純利益		6,167
少数株主利益		2,562
当期純利益		3,604

連結株主資本等変動計算書 <平成26年4月1日から平成27年3月31日まで>

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,094	1,361	568,766	△24,772	556,449
会計方針の変更による 累積的影響額			4,618		4,618
会計方針の変更を反映した 当期首残高	11,094	1,361	573,384	△24,772	561,068
当期変動額					
剰余金の配当			△2,840		△2,840
当期純利益			3,604		3,604
自己株式の取得				△2	△2
持分法の適用範囲の変動			△62		△62
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	702	△2	700
当期末残高	11,094	1,361	574,087	△24,774	561,768

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	42,388	△70	11,558	△7,542	46,334	64,981	667,765
会計方針の変更による 累積的影響額						△215	4,403
会計方針の変更を反映した 当期首残高	42,388	△70	11,558	△7,542	46,334	64,766	672,169
当期変動額							
剰余金の配当							△2,840
当期純利益							3,604
自己株式の取得							△2
持分法の適用範囲の変動							△62
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	19,371	△237	7,241	7,407	33,783	4,094	37,877
当期変動額合計	19,371	△237	7,241	7,407	33,783	4,094	38,577
当期末残高	61,760	△307	18,800	△135	80,117	68,861	710,747

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 67社(東洋製罐(株)、東洋鋼鋳(株)、東罐興業(株)、東洋ガラス(株)、日本クロージャー(株)、東洋エアゾール工業(株)、東罐マテリアル・テクノロジー(株)ほか60社)

上海斯多里機械有限公司は新たに設立したことにより、当連結会計年度において連結の範囲に含めている。また、東罐(広州)高科技容器有限公司は、平成26年12月19日開催の当社取締役会において解散を決議している。

②非連結子会社

非連結子会社(東洋パックス(株)ほか12社)の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲より除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社

(Asia Packaging Industries (Vietnam) Co., Ltd.、(株)T&Tエナテクノ、TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETI)

なお、TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETIは重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用関連会社として

いる。
適用外の非連結子会社(東洋パックス(株)ほか12社)及び関連会社(株)タケウチハイパックほか3社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲より除外している。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、下記8社を含めた31社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたり、当該会社の決算日と連結決算日との差異は3か月以内であるため、当該会社の決算日の計算書類を使用している。

Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.

TOYO-MEMORY TECHNOLOGY SDN.BHD.

Toyo Seikan (Thailand) Co., Ltd.

Malaysia Packaging Industry Berhad

東罐(常熟)高科技容器有限公司

Crown Seal Public Co., Ltd.

Stolle Machinery Company, LLC

Next Can Innovation Co., Ltd.

なお、連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

……………主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

……………定額法

② 無形固定資産(リース資産を除く)

……………定額法

③ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。

③ 特別修繕引当金……………周期的に行う硝子熔解窯の修繕に充てるため、次回修繕見積額のうち、経過期間に対応する金額を計上している。

④ 工場跡地整備費用引当金

……………国内連結子会社の旧川崎工場跡地整備に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もった金額を計上している。

⑤関係会社債務保証損失引当金

……………関係会社に対する債務保証に係る損失に備えるため、保証先の財政状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上している。

⑥関係会社整理損失引当金

……………関係会社の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上している。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは主として原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。なお、為替予約取引のうち、振当処理の要件を満たしているものは振当処理によっている。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としている。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～20年間の均等償却を行っている。

また、のれんの発生金額が僅少である場合には発生年度において全額償却している。

④連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用している。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生年度に一括処理することとしている。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更した。割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債及び利益剰余金に与える影響額並びに、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額については、軽微である。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,210,240百万円 |
| 2. 保証債務 | |

下記のとおり、従業員または関連会社の債務に対して債務保証を行っている。

従業員(住宅資金)	2,047百万円
TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETI(信用状取引)	1,574百万円
	(12百万ユーロ)

(連結損益計算書に関する注記)

1. 特別利益に関する事項

固定資産売却益……………当社及び国内連結子会社における土地等の売却によるものである。

2. 特別損失に関する事項

①減損損失

(単位:百万円)

場 所	用 途	種 類	減損額	回収可能価額
東洋製罐(株)仙台工場(仙台市宮城野区)	プラスチック製品製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具他	2,842	使用価値
東洋製罐(株)久喜工場(埼玉県久喜市)	プラスチック製品製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具他	1,314	使用価値
東罐興業(株)小牧工場(愛知県小牧市)	プラスチック製品製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具他	664	使用価値
ペトリファインテクノロジー(株) (川崎市川崎区)	ペットボトル用 再生樹脂製造設備他	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具他	525	使用価値

当社グループは管理会計上の区分(事業用資産は主として工場別もしくは営業所別、賃貸用資産及び遊休資産は物件別)を基準に資産のグルーピングを行っている。当連結会計年度において、当社グループは収益力が著しく低下している資産グループについて、将来キャッシュ・フローの見積もりを行い、収益力の回復が見込めなかった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(5,346百万円)として特別損失に計上している。その内訳は以下のとおりである。

(単位:百万円)

場 所	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	その他	総合計
東洋製罐(株)仙台工場	27	2,796	18	2,842
東洋製罐(株)久喜工場	661	651	1	1,314
東罐興業(株)小牧工場	65	550	48	664
ペトリファインテクノロジー(株)	57	376	91	525
合 計	810	4,376	159	5,346

なお、各資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定している。

②関係会社整理損失引当金繰入額

……………関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上したものである。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	217,775	—	—	217,775
自己株式				
普通株式(注)	14,908	1	—	14,910

(注) 自己株式増加数の内訳は次のとおりである。

単元未満株式の買取り

1千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	1,420	7.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	1,420	7.00	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,420	7.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付に係る負債 18,949百万円

減価償却超過 20,380百万円

その他 35,619百万円

繰延税金資産小計 74,949百万円

評価性引当額 △ 26,055百万円

繰延税金資産合計 48,893百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △ 27,287百万円

退職給付信託設定益 △ 5,627百万円

固定資産圧縮積立金 △ 9,876百万円

無形固定資産 △ 14,905百万円

その他 △ 2,054百万円

繰延税金負債合計	△ 59,751百万円
----------	-------------

繰延税金負債の純額	△ 10,857百万円
-----------	-------------

(注) 当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

流動資産－繰延税金資産	10,138百万円
固定資産－繰延税金資産	6,066百万円
流動負債－繰延税金負債	0百万円
固定負債－繰延税金負債	△ 27,062百万円

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消年度に応じて以下の通りとなった。

平成27年3月31日まで	35.6%
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	33.1%
平成28年4月1日以降	32.3%

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が808百万円、繰延ヘッジ損益が13百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が2,164百万円、その他有価証券評価差額金が2,966百万円、退職給付に係る調整累計額が19百万円、それぞれ増加している。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、事業計画に照らし、必要な資金について、主に銀行借入や社債発行による方針である。また、CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)の有効活用により適正な資金管理を図っている。なお、デリバティブ取引については、事業活動によって生じる為替変動リスク・金利変動リスク等を回避するために利用することとし、利用にあたっては実需に基づく取引に限定し、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているが、定期的取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としている。また、外貨建て営業債権の一部のものについては、先物為替予約を利用し為替の変動リスクをヘッジしている。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、そのほとんどが市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体・取引先企業の財務状況等を把握する体制としている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日である。また、外貨建て営業債務の一部のものについては、先物為替予約を利用し為替の変動リスクをヘッジしている。

借入金は、主に営業取引及び設備投資等の投融資に必要な資金を調達することを目的とし、社債は、主に設備投資に必要な資金を調達することを目的としている。一部の借入金については、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用し金利の変動リスクをヘッジしている。

デリバティブ取引は、実行部門と主計部門の相互牽制と契約相手先との残高確認等のチェックを行い、定期的に取り締役会等に報告している。(利用にあたっては実需に基づく取引に限定し、売買差益の獲得を目的とする投機的な取引は行わない方針である。)また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い大手金融機関に限定し、取引を行うこととしている。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは財務部門が適宜、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持することや金融機関とコミットメントライン契約を締結すること等により管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない(注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	147,700	147,700	－
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	228,283 △2,030		
	226,253	226,253	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	128,094	128,094	－
(4) 長期貸付金 貸倒引当金	2,564 △23		
	2,540	2,517	△23
資産計	504,588	504,566	△23
(1) 支払手形及び買掛金	90,947	90,947	－
(2) 短期借入金	25,276	25,276	－
(3) 未払法人税等	2,791	2,791	－
(4) 社債	5,000	5,032	32
(5) 長期借入金	140,694	141,109	415
負債計	264,709	265,157	448
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(85)	(85)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(513)	(513)	－
デリバティブ取引計	(598)	(598)	－

(※1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、当該帳簿価額から信用リスクを反映した貸倒見積高を控除した金額によっている。一部の売掛金は、為替予約等の振当処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該時価は取引先金融機関より提示された価格によっている。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引先金融機関から提示された価格によっている。

(4) 長期貸付金

一般債権については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の指標に信用リスクを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定している。貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づき貸倒見積高を算定し、帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額を当該時価としてしている。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。一部の買掛金は、為替予約等の振当処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該時価は取引先金融機関より提示された価格によっている。

(2) 短期借入金及び(3) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

元金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で、割り引いた現在価値により算定している。

(5) 長期借入金

元金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で、割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

繰延ヘッジ処理によるものは、取引先金融機関から提示された価格によっている。

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載している(上記「資産」(2)及び「負債」(1)参照)。

なお、一部の為替予約取引は、連結子会社が当社からの借入金をヘッジ対象としたものであるが、連結計算書類上は当該連結会社間取引が消去されるため、ヘッジ会計が適用されていない。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額 8,402百万円)及び関係会社出資金(連結貸借対照表計上額 4,297百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には、含めていない。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びその他の地域において、賃貸オフィスビル(土地を含む。)や賃貸商業施設等を所有している。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、損益及び時価は、次のとおりである。

(単位:百万円)

用 途	連結貸借対照表計上額	収 益	費 用	時 価
オフィスビル	16,882	4,793	2,330	62,981
商業施設	1,336	1,643	235	8,023
その他	11,498	3,534	591	42,969
合 計	29,716	9,970	3,157	113,974

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 収益は賃貸収益、固定資産売却益等、費用は減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等である。

(注3) 当期末の時価は、主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書または不動産調査報告書に基づく金額である。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,164円11銭
1株当たり当期純利益金額	17円77銭

(その他追加情報の注記)

連結子会社の解散について

当社は、平成26年12月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社である東罐(広州)高科技容器有限公司を解散することを決議した。

(1) 解散に至った経緯

東罐(広州)高科技容器有限公司は、中国において飲料用2ピース缶の製造販売を行っていたが、中国市場における急激な需給環境の変化により業績が低迷しており、今後も収益改善の目処が立たないことから事業継続が困難であると判断し、同社を解散することとした。

(2) 解散会社の概要

①商号	東罐(広州)高科技容器有限公司
②所在地	中国広東省広州市経済技術開発区永和区滄海三路
③代表者	中井 啓二
④事業内容	飲料用2ピース缶の製造販売
⑤設立年月日	平成20年4月2日
⑥資本金	110,410千米ドル
⑦解散の日程	平成26年12月19日 当社取締役会にて解散決議

(注) 連結計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

計算書類

貸借対照表 <平成27年3月31日現在>

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	116,777
現金及び預金	98,206
繰延税金資産	486
短期貸付金	13,860
未収金	4,148
その他	473
貸倒引当金	△397
固定資産	498,738
有形固定資産	30,473
建物	24,868
構築物	384
機械及び装置	419
車両及び運搬具	20
工具器具及び備品	1,197
土地	3,387
リース資産	154
建設仮勘定	39
無形固定資産	120
ソフトウェア	22
その他	98
投資その他の資産	468,144
投資有価証券	119,384
関係会社株式	250,903
関係会社長期貸付金	98,937
その他	3,277
貸倒引当金	△4,359
資産合計	615,516

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	44,621
短期借入金	6,984
リース債務	38
未払金	3,809
未払費用	1,366
未払法人税等	137
預り金	32,245
役員賞与引当金	39
その他	0
固定負債	149,197
長期借入金	135,487
リース債務	124
繰延税金負債	6,247
退職給付引当金	46
アスベスト対策引当金	155
関係会社債務保証損失引当金	1,965
資産除去債務	582
その他	4,588
負債合計	193,818
(純 資 産 の 部)	
株主資本	362,660
資本金	11,094
資本剰余金	1,361
資本準備金	1,361
利益剰余金	375,876
利益準備金	2,773
その他利益剰余金	373,102
固定資産圧縮積立金	72
別途積立金	342,441
繰越利益剰余金	30,589
自己株式	△25,671
評価・換算差額等	59,037
その他有価証券評価差額金	59,318
繰延ヘッジ損益	△280
純資産合計	421,698
負債及び純資産合計	615,516

損益計算書 <平成26年4月1日から平成27年3月31日まで>

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社経営管理料	2,881	
関係会社業務受託収入	3,881	
関係会社受取配当金	3,173	
不動産賃貸収入	6,116	16,054
営業費用		
不動産賃貸費用	3,033	
販売費及び一般管理費	8,342	11,376
営業利益		4,677
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,492	
為替差益	5,281	
その他	523	10,297
営業外費用		
支払利息	978	
その他	239	1,217
経常利益		13,756
特別利益		
固定資産売却益	1,011	
関係会社貸倒引当金戻入額	1,235	
関係会社債務保証損失引当金戻入額	1,006	3,253
税引前当期純利益		17,010
法人税、住民税及び事業税	897	
法人税等調整額	4,241	5,139
当期純利益		11,870

株主資本等変動計算書 <平成26年4月1日から平成27年3月31日まで>

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				固定資産 圧縮積立金
		資本準備金	利益準備金	貸倒準備金	棚卸資産 調整準備金	特別償却 積立金	
当期首残高	11,094	1,361	2,773	5,800	5,600	33,500	70
当期変動額							
貸倒準備金の取崩				△5,800			
棚卸資産調整準備金の取崩					△5,600		
特別償却積立金の取崩						△33,500	
法人税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金の増加							3
固定資産圧縮積立金の取崩							△1
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	△5,800	△5,600	△33,500	2
当期末残高	11,094	1,361	2,773	-	-	-	72

	株主資本					評価・換算差額等			純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計						
	別途 積立金	繰越利益 剰余金							
当期首残高	297,541	21,560	366,845	△25,669	353,631	40,964	△93	40,870	394,502
当期変動額									
貸倒準備金の取崩	5,800		－		－				－
棚卸資産調整準備金の取崩	5,600		－		－				－
特別償却積立金の取崩	33,500		－		－				－
法人税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金の増加		△3	－		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		1	－		－				－
剰余金の配当		△2,840	△2,840		△2,840				△2,840
当期純利益		11,870	11,870		11,870				11,870
自己株式の取得				△2	△2				△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						18,353	△186	18,166	18,166
当期変動額合計	44,900	9,028	9,030	△2	9,028	18,353	△186	18,166	27,195
当期末残高	342,441	30,589	375,876	△25,671	362,660	59,318	△280	59,037	421,698

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)
 - ②子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - ③その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産除く)……………定額法
 - ②無形固定資産……………定額法
 - ③リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
 - ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
4. 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - ②役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。
 - ③退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
 - ④関係会社債務保証損失引当金……………関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上している。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。なお、為替予約取引のうち、振当処理の要件を満たしているものは振当処理によっている。
 - ②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としている。
 - ③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	22,583百万円
2. 保証債務	
下記のとおり、金融機関からの借入債務等について保証を行っている。	
Stolle Machinery Company, LLC (借入債務等)	6,048百万円
Stolle Machinery Company, LLC (賃貸契約)	1,016百万円
東罐商事(株) (仕入債務)	145百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	17,360百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	34,928百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	11,036百万円
営業費用	487百万円
営業取引以外による取引高	3,001百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	14,908	1	—	14,910

(注) 増加数の内訳は次のとおりである。

単元未満株式の買取り	1千株
------------	-----

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過	1,332百万円
繰越欠損金	2,227百万円
その他	21,795百万円

繰延税金資産小計 25,356百万円

評価性引当額 △ 5,336百万円

繰延税金資産合計 20,019百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 25,564百万円
固定資産圧縮積立金	△ 34百万円
譲渡損益調整資産	△ 181百万円

繰延税金負債合計	△ 25,780百万円
繰延税金負債の純額	△ 5,761百万円

(法人税率の変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りとなった。

平成27年3月31日まで	35.6%
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	33.1%
平成28年4月1日以降	32.3%

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が872百万円、繰延ヘッジ損益が13百万円それぞれ減少し、また法人税等調整額が1,914百万円、その他有価証券評価差額金が2,801百万円それぞれ増加している。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

1. 営業収益

属 性	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引金額(百万円)
子会社	東洋製罐(株)	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	4,420

(注) 1. 取引金額には消費税等を含んでいない。

2. 経営の管理等をするために、一定の合理的な基準に基づき、金額を決定している。

2. 債務の保証

属 性	期末残高(百万円)	摘 要
子会社	7,210	(注) 1、2
関連会社	1,965	(注) 1、3

(注) 1. 金融機関からの借入債務等に対する保証をしている。

2. 賃貸借契約について、契約残存期間の賃料等に対する保証をしている。

3. 当事業年度において、同額を関係会社債務保証損失引当金に計上している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,078円72銭
1株当たり当期純利益金額	58円52銭

(注) 計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

東洋製罐グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人 双研社

代 表 社 員 公認会計士 吉 澤 秀 雄 ㊞
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 渡 辺 篤 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋製罐グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

東洋製罐グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人 双研社

代表社員 公認会計士 吉澤 秀雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡辺 篤 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人双研社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人双研社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

東洋製罐グループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 大 川 邦 夫 ㊞
常勤監査役 上 杉 俊 隆 ㊞
社外監査役 小 西 龍 作 ㊞
社外監査役 廣 瀬 彰 ㊞
社外監査役 片 山 隆 之 ㊞
以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、グループ全体の業績を向上させることにより、株主還元・利益配分を将来にわたり着実に増加させる努力を続けております。

配当につきましては、安定的かつ継続的に行うことを基本とし、「連結配当性向20%以上」を基準としております。当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額1,420,053,481円

なお、中間配当金として1株につき7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員(8名)は任期満了となります。

つきましては、グループ経営体制の一層の充実を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	かね こ しゅん じ 金子 俊 治 (昭和24年 1 月23日生) 所有する当社株式の数 59,300株	昭和46年 4 月 当社入社 平成 7 年 6 月 当社技術本部生産技術部主席部員 平成11年 2 月 当社千歳工場長 平成12年 6 月 当社取締役 平成14年 6 月 当社技術本部長 平成15年 6 月 当社常務取締役 当社生産本部本部長 平成17年 6 月 当社取締役副社長 当社経営企画・管理・生産・開発本部統轄 平成18年 6 月 当社代表取締役副社長 平成19年 6 月 当社総合リスク対策委員長 平成21年 6 月 当社代表取締役社長 平成25年 4 月 当社グループCSR推進委員長 平成26年 6 月 当社代表取締役会長 現在に至る 当社グループコンプライアンス推進委員長 現在に至る 当社グループ環境委員長 現在に至る
2	なか い たか お 中 井 隆 夫 (昭和27年 4 月 1 日生) 所有する当社株式の数 29,100株	昭和50年 4 月 当社入社 平成12年 6 月 当社資材部長 平成15年 6 月 当社資材・環境本部資材部長 平成17年 6 月 当社取締役 平成18年 6 月 当社執行役員 当社海外事業本部本部長 平成20年 6 月 当社常務執行役員 平成25年 4 月 当社専務執行役員 当社海外・マーケティング・調達管掌 平成25年 6 月 当社取締役副社長 当社社長補佐 平成26年 6 月 当社代表取締役社長 現在に至る 当社グループCSR推進委員長 現在に至る

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	ふじ い あつ お 藤 井 厚 雄 (昭和27年 3 月 8 日生) 所有する当社株式の数 4,600株	平成18年 6 月 東洋鋼鈑株式会社取締役執行役員 同社経営企画本部長兼経営企画部長 平成20年 4 月 同社取締役常務執行役員 平成22年 4 月 同社取締役専務執行役員 同社CSR・経営企画・財務・総務・人事・下松事業所管掌 平成24年 4 月 同社取締役社長付 当社常務執行役員 当社グループ経営改革特命担当 平成25年 1 月 当社管理本部本部長 平成25年 4 月 当社専務執行役員 現在に至る 当社経営管理統轄 当社最高財務責任者 現在に至る 平成25年 6 月 当社取締役 現在に至る 平成27年 4 月 当社経営戦略・経営管理統轄 現在に至る
4	あら い みつ お 荒 井 瑞 夫 (昭和20年 9 月16日生) 所有する当社株式の数 0株	昭和46年 8 月 大塚公認会計士事務所入所 昭和51年 3 月 公認会計士登録 現在に至る 昭和51年 9 月 税理士登録 現在に至る 昭和58年 7 月 大塚公認会計士事務所退所 昭和58年 8 月 荒井公認会計士事務所開設 同所所長 現在に至る 平成 2 年 4 月 國學院大學経済学部非常勤講師 平成18年 6 月 当社取締役 現在に至る 平成27年 3 月 國學院大學経済学部非常勤講師退任
5	こ ばやし ひで あき 小 林 秀 明 (昭和20年12月19日生) 所有する当社株式の数 1,600株	昭和43年 4 月 外務省入省 平成 7 年 1 月 同省領事移住部審議官 平成 7 年 4 月 公正取引委員会事務局官房審議官(国際担当) 平成 9 年 8 月 在アメリカ合衆国大使館特命全権公使 平成12年 2 月 国際連合日本政府代表部特命全権大使 平成13年 4 月 外務省儀典長 平成14年10月 宮内庁東宮侍従長 平成17年10月 駐タイ王国特命全権大使 平成20年10月 内閣府迎賓館館長 平成23年 3 月 内閣府退官 平成23年 4 月 当社顧問 平成23年 6 月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) ・帝京大学沖永総合研究所 教授 ・株式会社電算 社外取締役

候補者番号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6※	まい だ のり まさ 毎 田 知 正 (昭和29年 3 月 3 日生) 所有する当社株式の数 2,800株	平成20年 4 月 東洋鋼鈑株式会社執行役員 同社技術開発本部技術部長 平成22年 4 月 同社化成成品事業担当 同社製膜企画部長 平成24年 4 月 当社執行役員 当社グループ開発戦略特命担当 平成25年 4 月 当社常務執行役員 現在に至る 当社技術・事業開発担当 平成27年 4 月 当社開発機能統轄 現在に至る
7※	ご み とし やす 五 味 稔 康 (昭和30年 9 月 3 日生) 所有する当社株式の数 6,500株	昭和53年 4 月 当社入社 平成16年 6 月 当社管理本部勤労部部長 平成17年 6 月 当社管理本部勤労部長 平成19年 6 月 当社生産本部川崎工場長 平成22年 6 月 当社執行役員 当社事業構造改革特命担当 平成25年 4 月 当社秘書・総務・法務・人事担当およびコンプライアンス担当 平成26年 4 月 当社常務執行役員 現在に至る 平成27年 4 月 当社秘書・CSR・総務・法務・人事担当およびコンプライアンス 担当 現在に至る
8※	ご ぶん まさ し 後 分 雅 史 (昭和31年 4 月11日生) 所有する当社株式の数 5,320株	昭和54年 4 月 当社入社 平成16年10月 当社管理本部情報システム部部長 平成17年 6 月 当社管理本部情報システム部長 平成20年 6 月 当社管理本部経理部長 平成24年 4 月 当社執行役員 平成25年 4 月 当社経理・情報システム担当および情報管理担当 平成26年 4 月 当社常務執行役員 現在に至る 平成27年 5 月 当社経理・財務・情報システム担当および情報管理担当 現在に至る
9※	かた やま つた お 片 山 傳 生 (昭和24年 4 月24日生) 所有する当社株式の数 0株	昭和58年 4 月 同志社大学工学部専任講師 昭和61年 4 月 同大学工学部助教授 平成 3 年 4 月 同大学工学部教授 平成16年 4 月 同大学副学長 平成20年 4 月 同大学生命医科学部医工学科教授 現在に至る

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 荒井瑞夫氏、小林秀明氏および片山傳生氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由

(1) 荒井瑞夫氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を当社の経営全般に活かしていただくためであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(2) 小林秀明氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の外交官としての豊富な経験と幅広い知識・見識を当社の経営全般に活かしていただくためであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(3) 片山傳生氏を社外取締役候補者とした理由は、大学教授としての専門的な知識・見識、豊富な経験を当社の経営全般に活かしていただくためであります。

5. 当社の社外取締役に就任してからの年数

(1) 荒井瑞夫氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年であります。

(2) 小林秀明氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

6. 社外取締役との責任限定契約の概要

(1) 荒井瑞夫氏および小林秀明氏と当社との間では、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。本議案において荒井瑞夫氏および小林秀明氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

(2) 本議案において片山傳生氏の選任が承認された場合は、当社は同氏の間で上記(1)と同内容の契約を締結する予定であります。

7. 当社は、荒井瑞夫氏および小林秀明氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、本議案において片山傳生氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件

当社は、平成24年5月15日開催の当社取締役会決議及び同年6月28日開催の当社第99期定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)を更新しましたが、旧プランの有効期間は本総会の終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成27年5月15日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること(以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。)といたしました。

つきましては、当社定款第12条の定めに基づき、本プランに利用するために、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただくことにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

この点、当社の企業価値の源泉は、①包装容器のリーディングカンパニーとして創業以来蓄積してきた経験とノウハウに基づいた包装容器全般に関する総合的な技術力、②多様な原料から多様な製品を製造できるグループ会社を擁することによりお客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる製品の豊富さ、③取引先との強固かつ長期的な信頼関係、及び④健全な財務体質にあります。そして、当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株

予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、特別委員会規則(その概要については注1のとおりです。)に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為(これらの提案(注2)を含みます。)(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

記

①当社が発行者である株券等(注3)について、保有者(注4)の株券等保有割合(注5)が20%以上となる買付その他の取得

②当社が発行者である株券等(注6)について、公開買付け(注7)を行う者の株券等所有割合(注8)及びその特別関係者(注9)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権(その内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において記載するものとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の

誓約文言等を含む法的拘束力のある書面(買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は特別委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会(特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等の概要については注1、本更新時の特別委員会の委員の略歴等については別紙「特別委員会委員略歴」に、それぞれ記載のとおりです。)に送付します。特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ(共同保有者(注10)、特別関係者及び買付者等を被支配法人等(注11)とする者の特別関係者)の詳細(名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)(注12)
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)

⑥買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑦買付等の後における当社の株主(買付者等を除きます。)、当社グループの従業員、取引先、顧客等の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑨反社会的勢力との関係に関する情報

⑩その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報(追加的に提供を要求した情報も含まれます。以下同じとします。)が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討等に必要な時間を考慮して適宜回答期限(80社の子会社を含む当社グループの事業規模、事業の性格・多様性、株主構成等に鑑み、原則として60日を上限とします。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

②特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報及び(当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報等(追加的に提供を要求した情報も含まれます。)を受領したと合理的に認めた時点から適切な期間(80社の子会社を含む当社グループの事業規模、事業の性格・多様性、株主構成等に鑑み、原則として最長60日とします。)が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います(以下、かかる特別委員会による情報収集及び検討に要する期間を「特別委員会検討期間」といいます。)

特別委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、特別委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速や

かにこれに応じなければならないものとします。

なお、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内(但し、原則として30日間を上限とするものとします。)で、特別委員会検討期間をないし複数回延長することができるものとします。

(e) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の手続を踏まえて、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由(同(3)に記載される準発動事由も含め、以下「本発動事由」と総称します。)に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策(注13)(以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。)を実施することを勧告します。なお、特別委員会は、買付等について本発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合等には、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により本発動事由が存しなくなった場合

他方、特別委員会は、買付等について、本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記の他、特別委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告する

こともできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i) 上記(e)に従い、特別委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii) ある買付等について発動事由その2の該当可能性等が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実並びに特別委員会検討期間の延長が行われた事実及び理由を含みます。)、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - (ア) 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - (イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (ウ) 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
 - (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、取引先、顧客等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- 上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合(本プランにおいて「準発動事由」といいます。)には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることになります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数

(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注14)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者(注15)、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注16)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注17)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予

約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止、修正及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会にお

いて本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び(修正・変更の場合には)修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成27年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(7) その他の事項

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項又は本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができるものとします。

(注 1) 特別委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役又は (ii) 当社社外監査役のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、(i) 当社社外取締役又は (ii) 当社社外監査役に事故等があり、(i) 当社社外取締役及び (ii) 当社社外監査役のみでは、上記員数を満たすことができない場合には、(iii) 社外の有識者の中から、これを選任することができるものとする。有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・特別委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・特別委員会は本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策(以下「新株予約権の無償割当て等」という。)の実施又は不実施、本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得、当社取締役会が別途特別委員会に諮問し、又は別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項その他所定の事項について決定を行うことができる。
- ・特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席(テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。)し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注 2) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

- (注 3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注 4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注 5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注 6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注 7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注 8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注 9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注12) 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注13) 具体的には株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。
- (注14) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注15) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注16) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- (注17) 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、)として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以 上

特別委員会委員略歴

本更新時の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

荒井 瑞夫(あらい みつお)

【略 歴】

昭和20年生

昭和46年 8 月 大塚公認会計士事務所入所

昭和51年 3 月 公認会計士登録 現在に至る

昭和51年 9 月 税理士登録 現在に至る

昭和58年 7 月 大塚公認会計士事務所退所

昭和58年 8 月 荒井公認会計士事務所開設

同所所長 現在に至る

平成 2 年 4 月 國學院大學経済学部非常勤講師

平成18年 6 月 当社取締役 現在に至る

平成27年 3 月 國學院大學経済学部非常勤講師退任

※荒井瑞夫氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

小西 龍作(こにし りゅうさく)

【略 歴】

昭和27年生

昭和61年 2 月 日本臓器製薬株式会社取締役

昭和63年 2 月 同社常務取締役

平成 4 年 6 月 同社専務取締役

平成 9 年 6 月 同社代表取締役専務取締役
平成14年 1 月 同社代表取締役社長 現在に至る
平成16年 6 月 当社監査役 現在に至る

※小西龍作氏は、現在、当社の社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

小林 秀明(こばやし ひであき)

【略 歴】

昭和20年生
昭和43年 4 月 外務省入省
平成 7 年 1 月 同省領事移住部審議官
平成 7 年 4 月 公正取引委員会事務局官房審議官(国際担当)
平成 9 年 8 月 在アメリカ合衆国大使館特命全権公使
平成12年 2 月 国際連合日本政府代表部特命全権大使
平成13年 4 月 外務省儀典長
平成14年10月 宮内庁東宮侍従長
平成17年10月 駐タイ王国特命全権大使
平成20年10月 内閣府迎賓館館長
平成23年 3 月 内閣府退官
平成23年 4 月 当社顧問
平成23年 6 月 当社取締役 現在に至る

※小林秀明氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

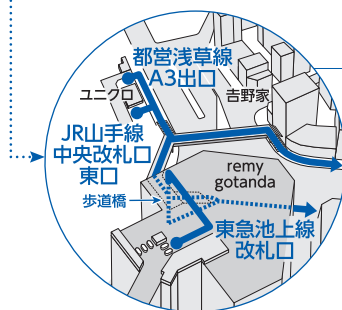
.....

.....

メモ

[illegible]

定時株主総会会場のご案内図

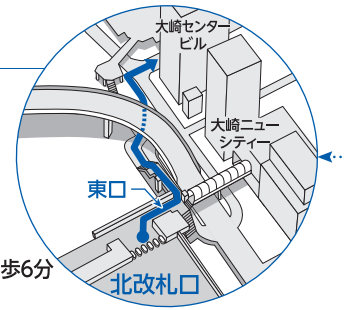


五反田駅

- JR山手線
中央改札口東口より
徒歩8分
- 都営浅草線
A3出口より徒歩8分
- 東急池上線
改札口より徒歩8分

大崎駅

- JR山手線
- JR湘南新宿ライン
- JR埼京線
- 東京臨海高速鉄道
りんかい線
北改札口東口より徒歩6分



東洋製罐グループホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。